

K03

**NICE電子申請
操作マニュアル
申請機能・基準法編別冊
確認申請書入力編**

■ はじめに

本マニュアルでは、NICE電子申請の利用者登録を終わった方を対象に、確認申請書の入力手順の詳細をご説明します。

利用者登録の方法を含め、NICE電子申請の機能全体につきましては、[K01](#) NICE電子申請操作マニュアル 申請機能・基準法編をごらんください。

■ 改訂履歴

発行日	概要
2021/10/28	初版
2024/02/01	本システムバージョンアップ等に伴う全面改訂
2024/05/01	表紙及び本文内の機関様向けご案内の修正 ×ボタンでの終了で発生した編集ロックからの復旧操作改善に伴う改訂
2024/07/01	省エネ適判追加に伴う操作画面イメージの差し替え
2024/08/01	申請書PDF作成の機能改善に対応／「ファイル一覧に添付するファイルのルール」を追記
2025/03/01	様式改正（2025年4月施行）及びBELS追加に伴う操作画面イメージの差し替え

■ 目次

第 1 章 新規物件の入力	4
1. 物件追加.....	4
2. 入力・保存.....	6
3. システム終了.....	8
4. 入力再開.....	9
5. 申プロデータの読込(申プロをご利用の場合のみ).....	10
第 2 章 第二面の入力と基本操作	12
1. 入力画面の各部の名称と主な働き.....	12
2. 表形式への入力.....	13
第 3 章 第一面の入力	17
1. 入力画面の表示.....	17
2. 日付形式の入力.....	17
3. その他入力内容の確認.....	18
第 4 章 第三面の入力	19
1. 第三面の入力.....	19
第 5 章 第四面～第六面の入力	23
1. 第四面の入力.....	23
2. 第五面の入力.....	25
3. 第六面の入力.....	26
4. 入力チェック.....	27
5. プレビュー.....	27
6. 棟数が2以上の場合.....	30

第1章 新規物件の入力

目的

入力データの保存場所を設定します。

1. 物件追加

① 当センターのホームページから [電子申請] をクリックし、ログインします。



ログイン

すでに利用者登録されている場合はこちらからログインして下さい。

ログインID
258448

パスワード

ログイン

[パスワードをお忘れですか](#)

利用者登録

WEB申請のご利用には利用者登録が必要です。

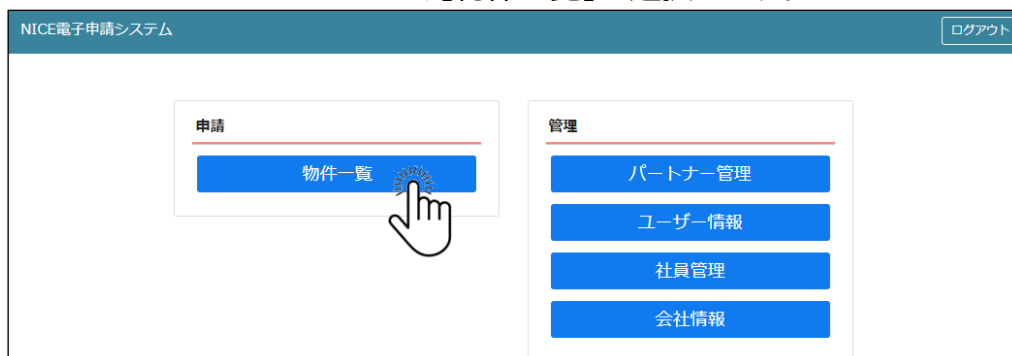
新規登録

Point!

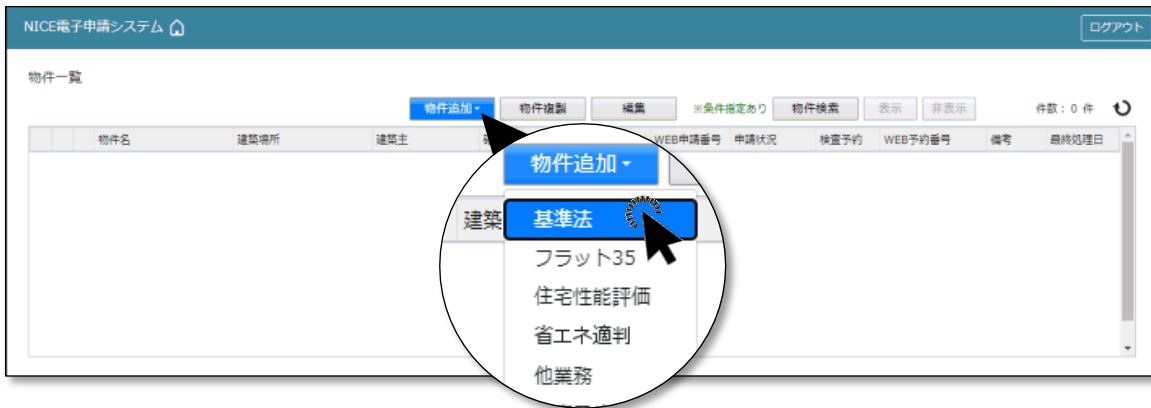
ログインIDをお持ちでない場合は、まず利用者登録が必要です。
利用者登録の方法につきましては、**「K01NICE 電子申請操作マニュアル 申請機能・基準法編」**をご参照ください。



② 本システムのメインメニューから、[物件一覧]を選択します。



- ③ [物件一覧]画面が表示されます。[物件追加]をクリックし、[基準法]を選択します。
(※実際の表示と異なる場合があります)



Point!

- ・[物件追加]は、白紙の状態から入力する際に利用します。

- ④ [物件情報追加]画面が表示されます。オレンジ色の帯がついた項目は入力必須です。

- ⑤ [物件名]を入力し、[基準法]欄から建築物、確認を選択して[作成]をクリックします。

ちょっと詳しく!

[物件情報]に入力した物件名、建築場所、備考は[物件一覧]画面の表示項目となり、今後の物件検索の手がかりとなります。入力データの保存場所は右図のような構成となっており、[基準法]の選択肢に応じて保存場所が設定されます。

物件情報

- 建築物
 - 確認
 - 計変
 - 中間
 - 完了

⑥入力データの保存場所が設定され、建築物－確認の入力画面が表示されます。

2. 入力・保存

①[編集開始]をクリックし、入力画面のロックを解除します。

②入力途中で保存する場合は、[保存]をクリックします。

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' (NICE Electronic Application System) interface. The top bar displays '物件名: 西本町1丁目住宅新築工事' and 'JobID: 28'. The left sidebar contains navigation options like '第一面', '第二面', '第三面', and '第四面~第六面'. The main area shows a form with sections for '7. 構造計算適合性判定の申請' and '8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出'. A mouse cursor is pointing to the '保存' (Save) button in the left sidebar.

Point!

- ・保存した場合、入力画面にロックが掛かりますので、入力を続行するには再度[編集開始]をクリックします。

③入力を終える場合は、[保存して戻る]をクリックします。

This screenshot is similar to the previous one, showing the same application form. However, the mouse cursor is now pointing to the '保存して戻る' (Save and Return) button in the left sidebar.

④入力データが保存され、物件一覧画面に戻ります。

上段に作成した物件一覧が表示され、下段は選択された物件に関する申請書が表示されています。

The screenshot shows the '物件一覧' (Object List) screen. At the top, there are buttons for '物件追加', '物件複製', '編集', '物件検索', '表示', and '非表示'. Below is a table with one row of data for '西本町1丁目住宅新築工事'. The bottom section shows the '建築物(1)' details, including a table for '申請書作成' (Application Form Creation) with columns for '申請種別', 'WEB申請番号', '方式', '署名', '申請状況', etc.



こんなときは・・・

◆試しに作った物件が削除できない。。

作成した確認申請などのデータをすべて削除すれば、自動的に物件も削除されます。
ただし、一度でも申請操作を行ったデータは削除できません。

◆入力した物件が物件一覧から消えてしまった。。

① [非表示] を押した場合、又は② [最終処理日] が1年を超えた場合に、物件一覧に表示されなくなります。①の場合、[物件検索] をクリックして「非表示物件のみ」にチェックを入れて検索、②の場合、[物件検索] をクリックして「最終処理日」を1年以上前に設定して検索することで、再度表示されます。

◆物件名に外字を使いたい。。

外字には対応していませんので、パソコンで入力できる代替漢字を使ってください。

3. システム終了

① ログアウトをクリックし、システムを終了します。

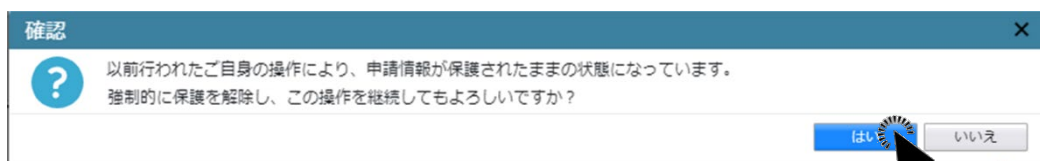


ご注意

ログイン中はブラウザの×ボタンを使ってシステムを終了しないでください。

編集集中の入力データが保存されないためです。

なお、×ボタンを使ってシステムを終了すると、入力再開の際に以下のメッセージが表示されることがあります。この場合は[はい]をクリックしてください。



② ログイン画面に戻ります。

ログアウト後は、ブラウザの×ボタンを使って画面を閉じます。

4. 入力再開

①入力を再開する場合は再度ログインし、メインメニューから、[物件一覧]を選択します。



②目的の物件をクリックします。



③下段に表示された一覧から、[申請種別]欄のリンク(ここでは「確認」)をクリックします。



④入力画面が表示されます。[編集開始]をクリックし、ロックを解除します。



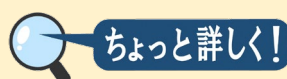
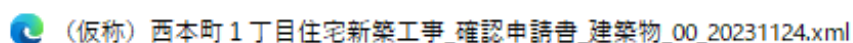
以上で入力再開操作は終了です。

5. 申プロデータの読込(申プロをご利用の場合のみ)

ICBA建築行政情報センターの確認申請プログラム(申プロ)又は申プロ準拠ソフトをご利用の場合、申プロに入力したデータを本システムに読み込むことができます。この場合、第2章以降の入力操作は不要です。

申プロ又は申プロ準拠ソフトをご利用でない場合は、本項を飛ばして第2章に進んでください。

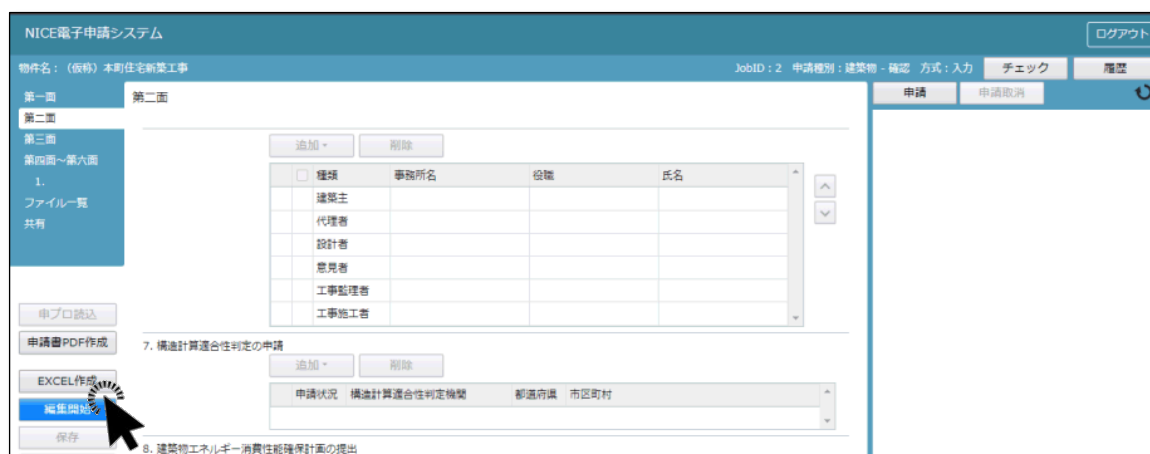
- ①申プロ又は申プロ準拠ソフトから出力したデータを、パソコンのデスクトップ等に保存します。



本システムで読込可能なデータの形式は、xml形式又は zip 形式(xml形式のファイルを格納したもの)です。ファイル名にルールや制限はありません。



- ②[編集開始]をクリックします。



NICE電子申請システム

物件名: (仮称) 本町住宅新築工事 JobID: 2 申請種別: 建築物 - 確認 方式: 入力 チェック 履歴

第一面 第二面

第二面

第三面

第四面~第六面

1. ファイル一覧 共有

申請 申請取消

ログアウト

種類	事務所名	役職	氏名
<input type="checkbox"/>	建築主		
<input type="checkbox"/>	代理者		
<input type="checkbox"/>	設計者		
<input type="checkbox"/>	意見者		
<input type="checkbox"/>	工事監理者		
<input type="checkbox"/>	工事施工者		

7. 構造計算適合性判定の申請

申請状況 構造計算適合性判定機関 都道府県 市区町村

8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出

申請プロ読込

申請書PDF作成

EXCEL作成

編集開始

保存

- ③[申プロ読込]をクリックします。



NICE電子申請システム

物件名: (仮称) 本町住宅申プロ新築工事 JobID: 4 申請種別: 建築物 - 確認 方式: 入力 チェック 履歴

第一面 第二面

第二面

第三面

第四面~第六面

1. ファイル一覧 共有

申請 申請取消

ログアウト

種類	事務所名	役職	氏名
<input type="checkbox"/>	建築主		
<input type="checkbox"/>	代理者		
<input type="checkbox"/>	設計者		
<input type="checkbox"/>	意見者		
<input type="checkbox"/>	工事監理者		
<input type="checkbox"/>	工事施工者		

7. 構造計算適合性判定の申請

申請状況 構造計算適合性判定機関 都道府県 市区町村

8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出

申請プロ読込

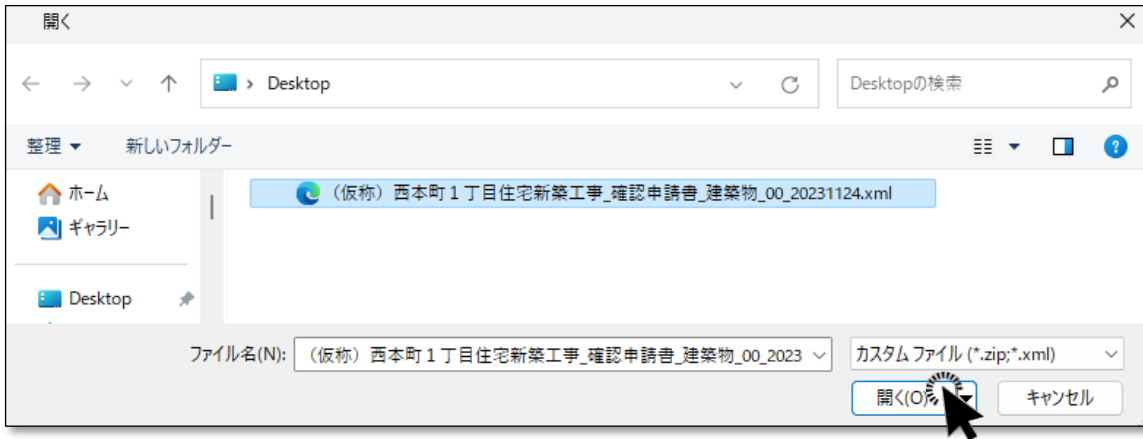
申請書PDF作成

EXCEL作成

編集開始

保存

④さきにデスクトップ等に保存したファイルを選択し、[開く]をクリックします。



⑤本システムに読み込まれます。入力状況を確認し、[保存]をクリックします。



申プロをご利用の場合は、以上で確認申請書の入力が完了です。

第2章 第二面の入力と基本操作

目的

確認申請書第二面の入力を通し、主要な入力機能の操作方法を習得します。

1. 入力画面の各部の名称と主な働き

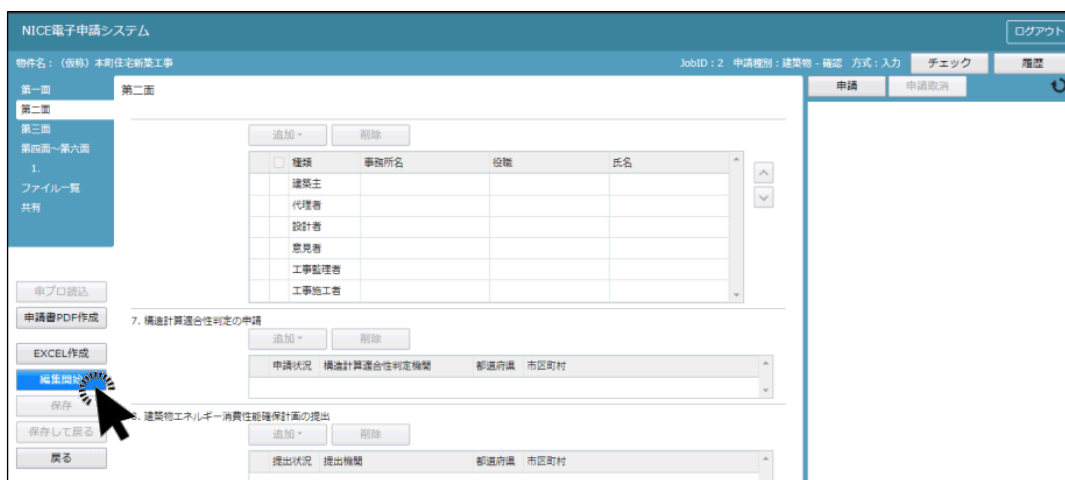


Point!

- ・最初は画面にロックがかかっています。[編集開始]でロックを解除できます。
- ・[チェック]又は[履歴]ボタンを1回又は2回押すとチャットエリアが非表示となり、入力画面を広く使うことができます。
- ・効率化の観点から初期表示を第二面としています。第一面から入力しても問題ありません。

2. 表形式への入力

①[編集開始]をクリックします。

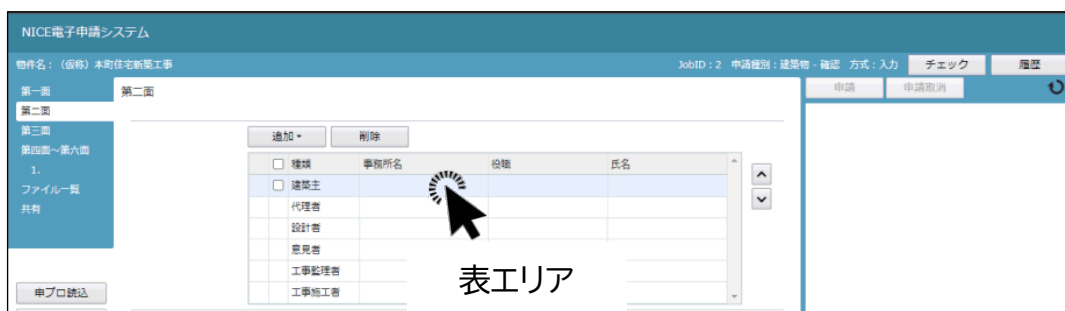


入力エリアのロックが解除され、入力可能な状態となります。

②[建築主]の入力

本システムでは、第二面入力の大部分で表形式を採用しています。

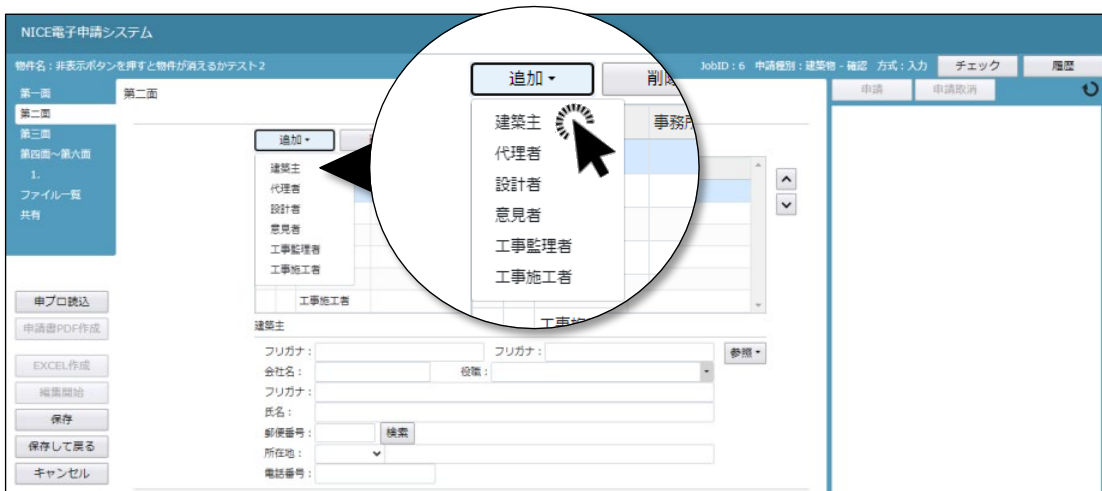
表に入力する際は、表エリアの該当部分をクリックして詳細エリアを表示します。



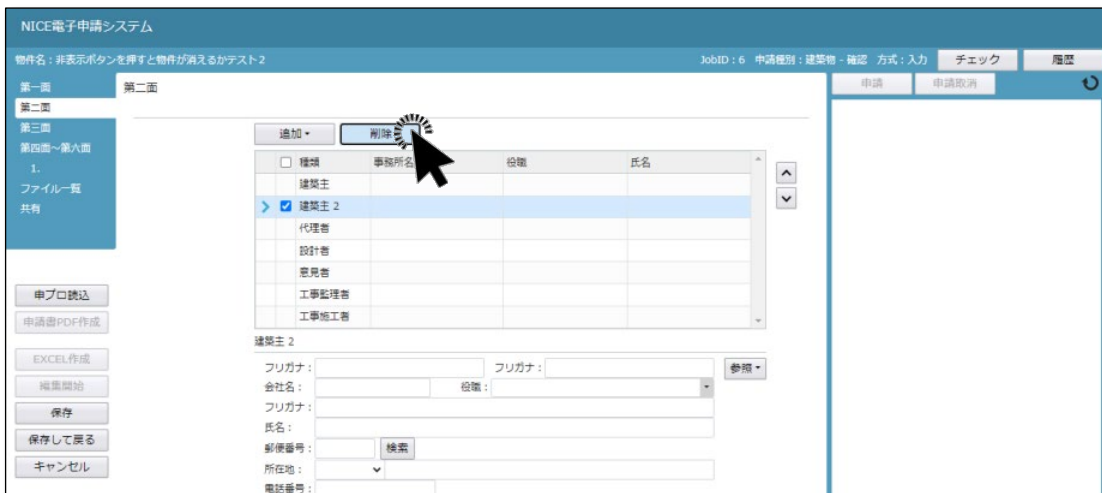
詳細エリアに入力すると、自動的に表エリアに反映します。

③建築主の追加と削除

表エリアに新たな建築主の行を追加する場合、[追加]を利用します。

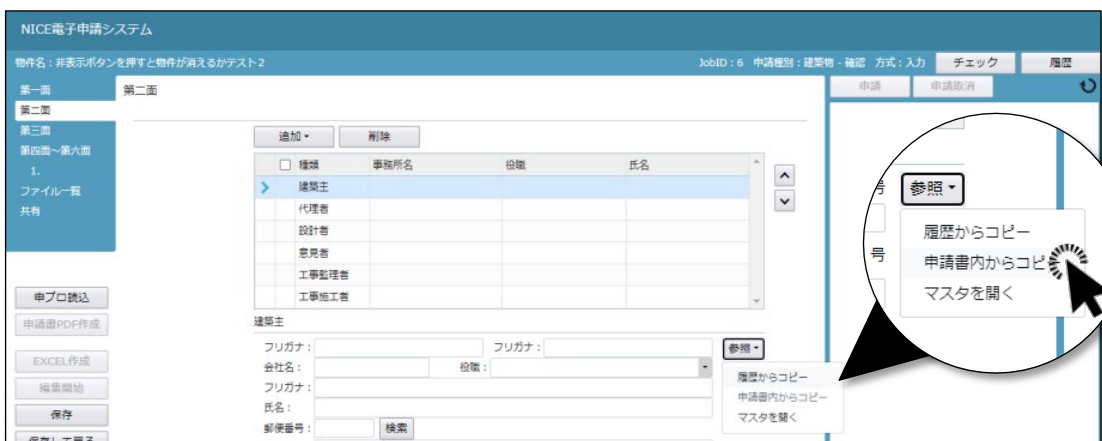


追加しすぎた場合は、削除対象にチェックを入れて[削除]をクリックします。



④既に入力したデータの流用

入力欄右側の[参照]ボタンは、既に入力したデータを流用できることを示します。



Point!

申請書内からコピーを選択すると、代理者⇔設計者⇔工事監理者の相互コピーが可能です。

[参照]－履歴からコピー／申請書内からコピー を選択した場合、該当するものを1つ選択して[決定]をクリックすることにより、元の画面の表エリアに反映します。

The screenshot shows a software interface with a list of company names and several input fields. At the top, there are two buttons: "決定" (Determine) and "戻る" (Back). The list contains the following entries:

会社名
株式会社NICEシステム京都支店
株式会社NICEシステム滋賀支店
株式会社NICEシステム大阪支店
株式会社NICEシステム奈良支店
株式会社NICEシステム兵庫支店

Below the list, there are input fields for the following information:

- フリガナ: カブシキガイシャナイスシステムキョウトシテン
- 会社名: 株式会社NICEシステム京都支店
- フリガナ: カマバ アズミ
- 氏名: 鎌場 彩澄

※説明のため図を簡略化しています

ちょっと詳しく!

「履歴からコピー」と「申請書内からコピー」の違い

工事監理者を入力しようとする場合、入力済み物件の工事監理者を使う場合は「履歴からコピー」、入力中の物件の代理者・設計者を使う場合は「申請書内からコピー」を使います。

	入力済み物件1		入力済み物件2		入力中の物件
	確認	完了	確認	完了	確認
代理者	A設計	A設計	B設計	B設計	A設計
設計者	D工房	D工房	D工房	D工房	F工務店
工事監理者	D工房	G監理	B設計	B設計	(入力対象)

「申請書内からコピー」でコピーできる範囲

「履歴からコピー」でコピーできる範囲





ちょっと詳しく!

マスター機能

[参照]－マスタを開く を選択した場合、得意先として登録したり、既に得意先として登録されたデータを流用したりすることができます。

追加ボタン マスターへの追加方法を選択します。
 新規作成：この画面で1から入力
 複製：マスター登録済みデータをベースに追加
 申請書からコピー：いま入力した申請書のデータを追加

決定ボタン
 表エリアで選択したデータを元の入力画面に反映します。

表エリア
 登録済みのデータが表示されます。

詳細エリア
 表エリアで選択した項目の詳細が表示され、ここで編集できます。

保存ボタン
 詳細エリアに入力したデータを表エリアに反映します。

※説明のため図を簡略化しています

⑤[建築主]と同様、第二面の必要事項を入力していきます。

第3章 第一面の入力

目的

確認申請書(建築物)の第一面を入力します。

1. 入力画面の表示

①[第一面]をクリックします。

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' interface. On the left sidebar, the '第一面' (First Page) option is highlighted with a hand cursor. The main area displays a table of related parties:

種類	機関名	役職	氏名
<input type="checkbox"/>	建築主	本町商事株式会社	代表取締役 港原 政太郎
<input type="checkbox"/>	建築主 2	本町商事株式会社	専務取締役 入畑 蓮子
<input type="checkbox"/>	建築主 3	本町商事株式会社	常務取締役 鶴阪 哲嗣
<input type="checkbox"/>	代理者	株式会社 N I C システム一級建	八尾川ひろみ

②[編集開始]をクリックします。

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' interface with the '第一面' (First Page) form open. The '編集開始' (Start Editing) button is highlighted with a hand cursor. The form contains the following information:

提出先機関名: 株式会社 エシエンツ・ジャパン
申請日: [Date field]
様式: 2024年11月
申請者: 指定方法: 直接入力 第二面から代表者のみをコピー 第二面から全員分をコピー
氏名: 本町商事株式会社 代表取締役 港原 政太郎
本町商事株式会社 専務取締役 入畑 蓮子
本町商事株式会社 常務取締役 鶴阪 哲嗣
設計者: 指定方法: 直接入力 第二面から代表者のみをコピー 第二面から全員分をコピー
氏名: 株式会社 N I C システム一級建築士事務所 八尾川ひろみ

2. 日付形式の入力

①[申請日]を入力します。

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' interface with the '第一面' (First Page) form open. The '申請日' (Application Date) field is highlighted with a hand cursor. The form contains the following information:

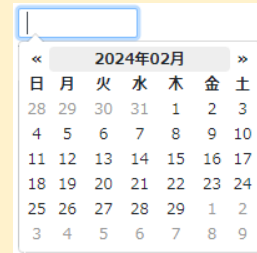
提出先機関名: 株式会社 エシエンツ・ジャパン
申請日: [Date field]
様式: 2024年11月

Point!

- ・日付入力には西暦で統一しており、和暦での入力はできません。印刷時は原則として和暦に自動変換されます。



日付形式の入力ではカレンダーを利用できます。
年月を選択する場合、「2024年2月」の部分をクリックするごとに
月選択→年選択と切り替わり、簡単に入力できます。
また、例えばその年の2月1日を入力する場合、キーボードから
「2/1」と入力しても同じ結果を得られます。



3. その他入力内容の確認

①[様式]を入力し、[申請者][設計者]の入力内容を確認します。



- [様式]…… 第二面以降に、この欄で選択した年月に改正された様式(入力フォーム)が表示されます。本システムへの入力時点ではなく、申請日に対応する年月を選択します。
- [申請者]… 通常は「第二面から全員分をコピー」を選択します。
第二面の建築主と別の申請者名義にする場合は「直接入力」、
連名申請で、申請者を1名のみ記載する場合「第二面から代表者のみをコピー」を選択しますが、いずれもレアケースです。
- [設計者]… 多くの場合、「第二面から代表者のみをコピー」を選択します。
第二面の設計者と別の設計者名義にする場合は「直接入力」
共同設計で、申請書に設計者全員を記載する場合は「第二面から全員分をコピー」を選択します。

第4章 第三面の入力

目的

確認申請書(建築物)の第三面を入力します。

1. 第三面の入力

①[第三面]をクリックし、[1. 地名地番]～[7. 敷地面積]を入力します。

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' (NICE Electronic Application System) interface. The main window is titled '第三面' (Third Side). The left sidebar has a blue bar with '第三面' selected. A hand icon points to this selection. The main area contains several sections:

- 1. 地名地番 (Address): Dropdown for '大阪府' and '大阪市西本町 1-2'.
- 住居表示 (Residential Address): Dropdown for '大阪府' and '大阪市西本町 1丁目9999番'.
- 3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等 (Urban Planning Area): Radio buttons for '都市計画区域内' (checked), '市街化調整区域', and '区域区分非設定'.
- 4. 防火地域 (Fire Hazard Area): Radio buttons for '防火地域', '準防火地域' (checked), and '指定なし'.
- 5. その他の区域、地域、地区または街区 (Other Areas): Text input field with a '補助' button.
- 6. 道路 (Road): Input for '幅員' (width) as '4.000 m' and '敷地と接している部分の長さ' (length of contact part) as '2.350 m'.
- 7. 敷地面積 (Floor Area): A table with multiple rows for area and volume calculations.

イ.	敷地面積(1):	137.94	㎡		㎡		㎡		㎡
	敷地面積(2):		㎡		㎡		㎡		㎡
ロ.	用途地域等:	第一種住居							
ハ.	容積率:	160.00	%		%		%		%
	第二項:	160.00	%		%		%		%
ニ.	指定建蔽率:	60.00	%		%		%		%
ホ.	敷地面積の合計(1):	137.94	㎡						
	敷地面積の合計(2):		㎡						
ヘ.	敷地に建築可能な容積率:	160.00	%	<input checked="" type="checkbox"/> 手動入力					
ト.	敷地に建築可能な建蔽率:	60.00	%	<input checked="" type="checkbox"/> 手動入力	<input type="checkbox"/> 角地による緩和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物による緩和			
チ.	備考:								

Point!

項目名	説明
1. 地名地番 2. 住居表示	<ul style="list-style-type: none"> プルダウンリストから都道府県を選択し、自由入力欄は市町村から入力してください。 申請書には、選択した都道府県と自由入力欄がセットで記載されます。
7. 敷地面積 イ. 敷地面積(1) 敷地面積(2)	<ul style="list-style-type: none"> 複数の用途地域等にまたがる敷地の場合、各々の用途地域等に該当する敷地面積を左から右に順次入力してください。特に敷地面積(2)に入力する誤りが多いのでご注意ください。 敷地面積(2)は、複数の用途地域等にまたがる場合ではなく、壁面線等による容積緩和を受ける場合の敷地面積を入力する場合に入力します。
ハ. 容積率	<ul style="list-style-type: none"> 前面道路に基づく容積率を[第二項]欄に参考表示しています。この数値は、[6. 道路]の[イ. 幅員]に12m未満の数値が入力さ


項目名	説明
	れている場合に表示されます。
へ. 敷地に建築可能な容積率	<ul style="list-style-type: none"> ・[八. 容積率] の入力により自動計算され、小数第2位（切り捨て）で表示されます。 ・必要に応じ、[<input type="checkbox"/>手動入力] にチェックを入れることで、自由な数値に修正できます。
ト. 敷地に建築可能な建蔽率	<ul style="list-style-type: none"> ・自動計算方法と [<input type="checkbox"/>手動入力] は [へ. 敷地に建築可能な容積率] と同じです。

②[8. 主要用途]～[12.建築物の数]を入力します。



項目名	説明
10. 建築面積 八. 建蔽率	<ul style="list-style-type: none"> ・[<input type="checkbox"/>. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積] の入力により自動計算され、小数第2位（切り上げ）で表示されます。 ・必要に応じ、[<input type="checkbox"/>手動入力] にチェックを入れることで、自由な数値に修正できます。
11. 延べ面積 ヨ. 延べ面積	<ul style="list-style-type: none"> ・[イ. 建築物全体] の入力により自動計算されます。 ・ハ～ヲ各項目に入力された場合、各々一定限度まで [イ. 建築物全体] から差し引いた数値が [ヨ. 延べ面積] に反映します。 ・[<input type="checkbox"/>. 地階の住宅等の部分] に入力された場合、あわせて [ワ. 住宅

項目名	説明
	の部分] 又は [カ. 老人ホーム等の部分] にも入力してください。これにより、[ロ. 地階の住宅等の部分] の一定限度まで [イ. 建築物全体] から差し引いた数値が [ヨ. 延べ面積] に反映します。
タ. 容積率	<ul style="list-style-type: none"> ・ [イ. 建築物全体] の入力により自動計算され、小数第2位（切り上げ）で表示されます。 ・ 必要に応じ、[ロ. 手動入力] にチェックを入れることで、自由な数値に修正できます。



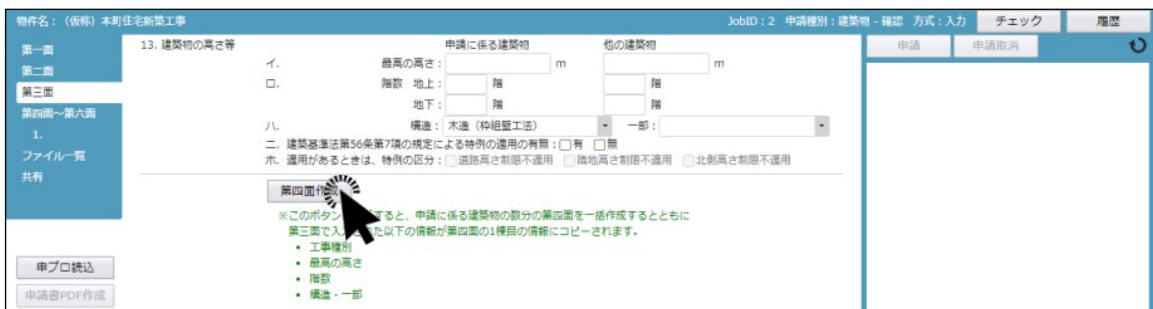
豆知識

小数点以下の数値の扱い

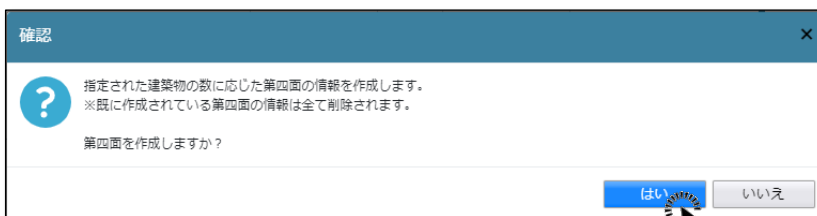
面積における小数点以下の数値については、昭和41年の建設省通達「不動産登記法施行令第4条及び第8条に準じて行う」により根拠に小数第2位(切り捨て)で処理されてきました(平成12年地方分権一括法や平成16年不動産登記法施行令全部改正等により、現在はこの“制限”はなくなっています)。

一方、建蔽率及び容積率については、従前より小数点以下の数値に関する統一基準が存在しないため、本システムでは法定限度の算定を「切り捨て」、計画上の算定を「切り上げ」で処理しています。

③[13. 建築物の高さ等]を入力し、[第四面作成]ボタンをクリックします。



確認画面で[はい]を選択します。



表示中の画面に変化はないですが、入力したデータをもとに第四面が生成しています(次章で内容を表示します)。

 **Point!**

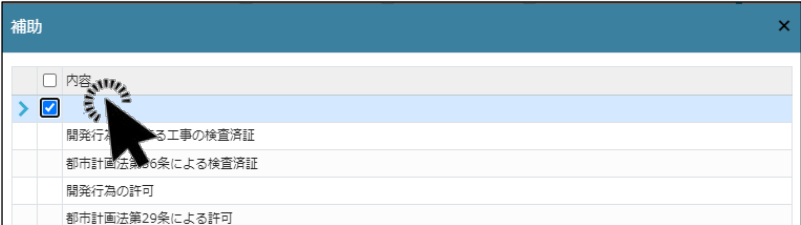

[第四面作成]

工事種別、最高の高さ、階数、構造の入力内容を使って第四面を一括作成します。申請に係る建築物が1の場合か、同一の規模・構造を持つ建築物が複数棟の場合、このボタンによって繰り返し入力を最低限にできます。このボタンを使わず、第四面入力画面で1棟ずつ入力しても同じ結果になります。



④[14. 許可・認定]以下の項目を入力します。

 **Point!**

項目名	説明
14. 許可・認定等	<ul style="list-style-type: none">・[追加] をクリックして [補助] 画面を開き、該当するものを選択します。該当するものがない場合、内容が空欄の行を選択し、手動で入力します。  <ul style="list-style-type: none">・表右側の  ボタンにて、表内にチェックを入れた行の並び順を変更することができます。
建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否／建築基準法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する防火設備の有無	<ul style="list-style-type: none">・本システムでは、確認申請書の入力内容をもとに、建築計画概要書を自動作成します。本項目は自動作成を補うためのものです。

第5章 第四面～第六面の入力

目的

確認申請書(建築物)第四面～第六面を入力します。

第四面以降は建築計画のパターンにより各面の構成が変動しますので、ここでは3階建て戸建住宅をモデルとして説明します。

1. 第四面の入力

①ナビゲーションメニューの[1.]をクリックします。

種類となる法令の条項	種類となる法令の条項	許可・認定等の番号	許可・認定等を受けた日付	備考
<input type="checkbox"/> 根拠となる法令				1.
<input type="checkbox"/> 開発不要証明				
<input type="checkbox"/> 宅地造成に関する工事の許可				

棟番号1に関する第四面の入力欄が表示されます。

1. 番号 1.

2. 用途

用途区分	用途名称
------	------

3. 工事種別 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

4. 構造 構造: [] 一部: []

5. 主要構造部 耐火構造
 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
 準耐火構造
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1)
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-2)
 その他

6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用
 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
 その他
 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

7. 建築基準法第61条の規定の適用
 耐火建築物
 延焼防止建築物
 準耐火建築物

②[8. 階数]まで入力を進め、[第五面作成]をクリックします。

8. 階数

イ. 地階を除く階数: [3] 階

ロ. 地階の階数: [] 階

ハ. 昇降機塔等の階の数: [] 階

ニ. 地階の倉庫等の階の数: [] 階

9. 高さ

イ. 最高の高さ: [] m

ロ. 最高の軒の高さ: [] m

10. 建築設備の種類 [補助]

11. 確認の特例 イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無 有 無

確認画面で「はい」を選択します。

[8. 階数]の入力内容をもとに、第五面の入力欄が[12. 床面積]に生成します。

Point!

[第五面作成]

用途の入力内容を使って第五面を一括作成します。各階の用途が共通の場合、このボタンによって繰り返し入力を最低限にできます。このボタンを使わず、[12. 床面積]で1階分ずつ入力しても同じ結果になります。



③[11. 確認の特例]まで入力を進めます。

2. 第五面の入力

- ① [12. 床面積]について、設定したすべての階の[第五面]を入力していきます。
まず、表エリアからF1階をクリックし、F1階の内容を詳細エリアに入力します。

階	申請部分	申請以外の部分	合計
F3			
F2			
F1	56.78		56.78

表エリア

第五面

2. 階 F1

3. 柱の小径 1.0m

4. 構架材間の垂直距離 2,850 mm

5. 階の高さ 2,830 mm

詳細エリア

- ② [7. 用途別床面積]は、詳細エリアの中にさらに表エリアと詳細エリアが配置される“入れ子”構造となっています。

第五面

2. 階 F1

3. 柱の小径 1.0m

4. 構架材間の垂直距離 2,850 mm

5. 階の高さ 2,830 mm

6. 天井 イ. 居室の天井の高さ: 2400 mm
□. 建築基準法施行第39条第3項に規定する特定天井: 有 無

7. 用途別床面積

用途の区分	具体的な用途の名称	床面積
08010	一戸建ての住宅	

入れ子の表エリア

入れ子の詳細エリア

- ③ F1階の内容を入力後、残りの階も同様に入力していきます。

階	申請部分	申請以外の部分	合計
F3	34.56		34.56
F2	45.67		45.67
F1	56.78		56.78

合計: 137.01 137.01

F3 申請部分: 34.56 申請以外の部分:

第五面

2. 階 F3

3. 柱の小径 105

4. 構架材間の垂直距離 mm

5. 階の高さ mm

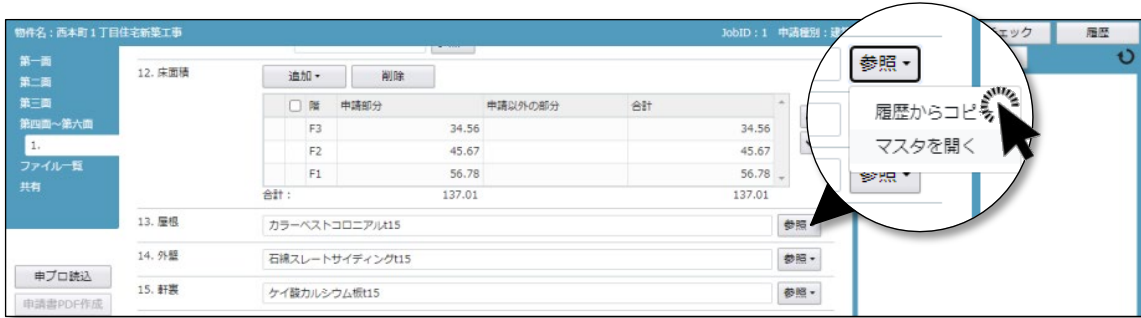
6. 天井 イ. 居室の天井の高さ: 2,400 mm
□. 建築基準法施行第39条第3項に規定する特定天井: 有 無

7. 用途別床面積

用途の区分	具体的な用途の名称	床面積
08010	一戸建ての住宅	

④[13. 屋根]～[19. 備考]を入力します。

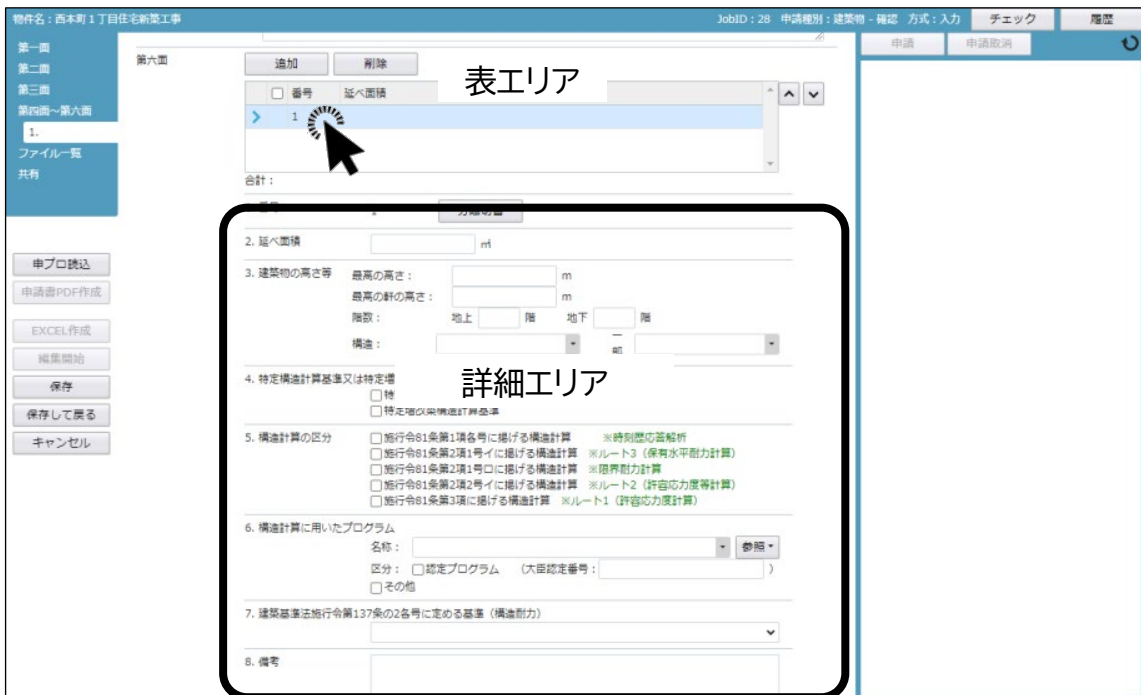
屋根、外壁、軒裏の[参照]ボタンにより、既に入力したデータを流用できます。



3. 第六面の入力

①必要に応じ、第六面を入力します。

入力の際は、表エリアの「1」をクリックして詳細エリアを表示します。



ちょっと詳しく!

第六面の[1. 番号]欄は、構造上分離(エキスパンションジョイント)がある場合に限り、分離された各部分に枝番1-1、1-2...を振ることになっています。

本システムでは、構造上分離がある場合、[分離切替]から「構造上分離している」を選択することで、[1. 番号]欄が枝番表記に切り替わり、番号の追加が可能となります。



4. 入力チェック

①[チェック]をクリックします。

The screenshot shows the '入力' (Input) mode of the application. The 'チェック' (Check) button is highlighted with a mouse cursor. The form displays a table with one row containing the number '1' under the '番号' (Number) column. The '延べ面積' (Total Area) column is empty. The '合計' (Total) section shows '1. 番号 1' and a '分離切替' (Separation Switch) button.

②チャットウィンドウに表示されたチェック結果を参照し、入力ミスがないかを確認します。

The screenshot shows the 'チェック' (Check) button highlighted. The chat window on the right displays the following messages:

種別	内容
エラー	第一面「申請日」を入力してください。
警告	第五面「5.階の高さ」が最上階に入力されています。

Point!

- ・入力チェックは随時行うことができます。
- ・チェック結果の[種別]で、“エラー”は入力漏れを、“警告”は入力値の齟齬等を示します。いずれも注意喚起が目的で、表示を解消しないまま操作を進めることも可能です。

5. プレビュー

①[保存]をクリックします。

The screenshot shows the '入力' (Input) mode of the application. The '保存' (Save) button is highlighted with a mouse cursor. The form displays a table with one row containing the number '1' under the '番号' (Number) column. The '用途' (Use) column is '08010 一戸建ての住宅'. The '工事種別' (Construction Type) section has '新築' (New Construction) selected. The '主要構造部' (Main Structure) section has '耐火構造' (Fireproof Structure) selected. The chat window on the right displays the same error and warning messages as in the previous screenshot.

- ②[申請書PDF作成]をクリックします。
(作成処理にしばらく時間がかかることがあります)

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' interface. The main area displays application details for '西本町1丁目住宅新築工事'. The left sidebar contains a navigation menu with '申請書PDF作成' highlighted. A mouse cursor is pointing to this button. The main content area shows fields for '1. 番号', '2. 用途', '3. 工事種別', '4. 構造', and '5. 主要構造部'.

- ③入力エリアが[ファイル一覧]に切り替わります。

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' interface. The main area displays the 'ファイル一覧' (File List) view. A green notification box at the top right says 'PDFを作成しました.'. The left sidebar contains a navigation menu with 'ファイル一覧' highlighted. The main content area shows a table of files with columns for 'No', '文書名', '登録日時', '申請', '審印', and '判定'.

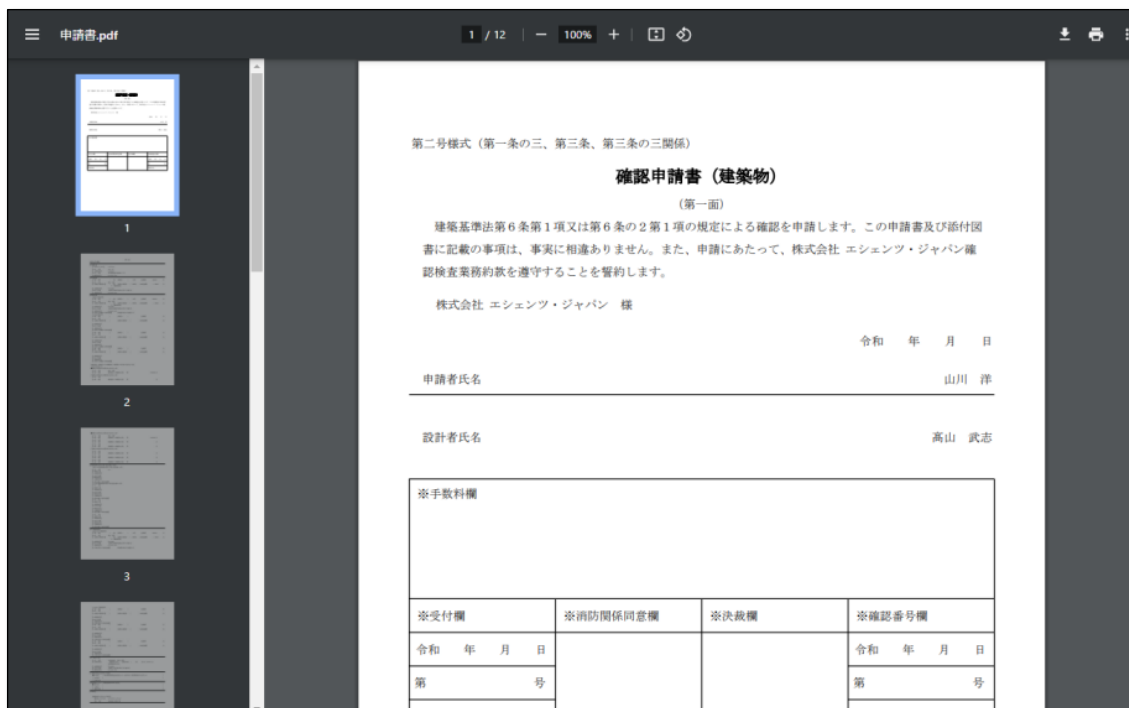
No	文書名	登録日時	申請	審印	判定
1	確認申請書.pdf	2024/07/18 22:46			
2	確認概要書.pdf	2024/07/18 22:46			

- ④確認申請書.pdf をクリックし、[ダウンロード]をクリックします。

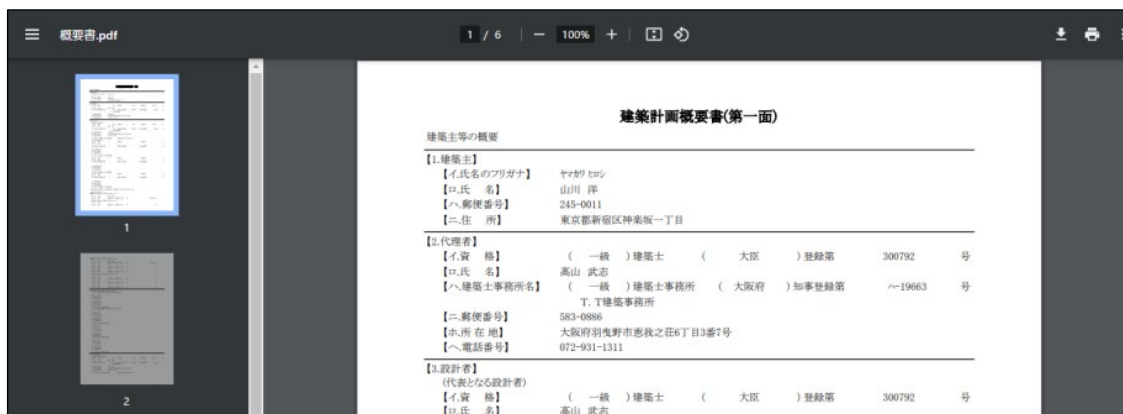
The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' interface. The main area displays the 'ファイル一覧' (File List) view. A mouse cursor is pointing to the 'ダウンロード' button for the '確認申請書.pdf' file. The left sidebar contains a navigation menu with 'ファイル一覧' highlighted. The main content area shows a table of files with columns for 'No', '文書名', '登録日時', '申請', '審印', and '判定'.

No	文書名	登録日時	申請	審印	判定
1	確認申請書.pdf	2024/07/18 22:46			
2	確認概要書.pdf	2024/07/18 22:46			

⑤確認申請書が表示されます(ブラウザの設定によって動きが異なる場合があります)。



⑥確認申請書.pdf の表示状況を確認後、確認概要書.pdf も同様に確認します。



ご注意

- ・本システムでは、建築計画概要書第三面(付近見取図・配置図)を作成できません。別途、概要書第三面の添付をお願いいたします。

以上で確認申請書の入力完了です。

6. 棟数が2以上の場合

- ①2棟目以降を入力する場合は、ナビゲーションメニューの[第四面～第六面]をクリックして[棟情報]を表示します。

NICE電子申請システム
物件名: 西本町1丁目住宅新築工事 JobID: 1 申請種別: 建築物-確認 方式: 入力 チェック 履歴
第一面 棟情報 申請 申請取消
第二面
第三面
第四面～第六面
1. 追加 削除
棟番号 棟名称
1

- ②[追加]をクリックし、棟番号2を生成します。

NICE電子申請システム
物件名: 西本町1丁目住宅新築工事 JobID: 1 申請種別: 建築物-確認 方式: 入力 チェック 履歴
第一面 棟情報 申請 申請取消
第二面
第三面
第四面～第六面
1. 追加 削除
棟番号 棟名称
1
2
棟番号 2 棟名称



ちょっと詳しく!

表エリアには、棟番号のほか棟名称の欄があります。

棟名称は、複数棟を提出する場合で「東棟」「西棟」などの名称が決まっているときに入力してください。



- ③ナビゲーションメニューの[2.]をクリックし、1棟目と同様に第四面～第六面を入力します。

NICE電子申請システム
物件名: 西本町1丁目住宅新築工事 JobID: 1 申請種別: 建築物-確認 方式: 入力 チェック 履歴
第一面 棟情報 申請 申請取消
第二面
第三面
第四面～第六面
1. 追加 削除
棟番号 棟名称
1
2
棟番号 2 棟名称

ちょっと詳しく!

本システムでは、棟の数、階の数、構造上別棟の数を追加する場合、入力シートを追加するのではなく、表エリアに追加する方法を採用しています。これにより操作画面が簡素化され、複雑な建築計画でも入力チェックがしやすくなっています。書面の申請書と異なるため最初は少し戸惑うかもしれませんが、確認申請書が下図のようなツリー構造となっていることをイメージするとわかりやすいと思います。

確認申請書の構成

第一面：表紙

第二面：建築主等

第三面：建築物・敷地

書面の申請書と入力画面は、どちらもこのツリー構造をとっています。



1棟目：第四面

第五面：3階

第五面：2階

第五面：1階

第六面：1棟目

2棟目：第四面

第五面：2階

第五面：1階

第六面：2棟目

④[保存して戻る]をクリックし、物件一覧画面に戻ります。

NICE電子申請システム

物件名：西木町1丁目住宅新築工事 JobID：111 申請種別：建築物-確認 方式：入力 チェック 履歴

第一面 第二面 第三面 第四面～第六面

1. 番号 2.

2. 用途

用途区分	用途名称

3. 工事種別 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

4. 構造 構造： 一部：

5. 主要構造部 耐火構造 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 準耐火構造 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1) 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-2) その他

6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 その他 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

7. 建築基準法第61条の規定の適用 耐火建築物 延焼防止建築物 準耐火建築物 準延焼防止建築物 その他 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

8. 階数

イ.	地階を除く階数	階
ロ.	地階の階数	階
ハ.	昇降機塔等の階数	階
ニ.	地階の倉庫等の階数	階

9. 高さ

イ.	最高の高さ	m
ロ.	最高の軒の高さ	m

10. 建築設備の種類

申請 申請取消

申請書PDF作成 EXCEL作成 縮尺開始 保存 保存して戻る キャンセル

第五面作成

補助



第五面の階表記では、地上階をF1、F2・・・と表記します。このほか、P、B、Mという略称が登場します。それぞれ、次のような意味があります。

- P：昇降機塔等の階
- F：地階を除く階
- B：地階
- M：地階の倉庫等の階

ICBA建築行政情報センターによれば、これらはいわゆる「FD申請」制度の中で、自動審査システムのために建設省(現国土交通省)により定められた略号です。既に制度も自動審査システムも過去のものとなりましたが、略号は行政のOAシステムの中で生き続けています。このように、確認申請書の記載事項の中には、実質審査のための情報のほか、行政のOAシステム由来の情報が含まれています。



こんなときは・・・

◆入力欄に入力できない。。。

サイドバーメニューの「編集開始」をクリックしてください。入力可能な状態に切り替わります。

◆入力・保存した第四面を丸ごと削除してしまった。。。

削除した直後、サイドバーメニューに「キャンセル」が表示されていれば、削除前の状態で保存されていますので、復活可能です。「キャンセル」をクリックし、確認画面で「はい」を選択すると物件一覧画面に戻りますので、そこから再度目的の申請書を開いてください。なお、削除後の一度保存してしまうと、復活することはできません。

◆高層ビルの基準階に関する第五面を1枚にまとめたい。。。

書面申請では、第五面に「F2～F20」と記載することで、2階から20階を1枚にまとめることができます。しかしながら電子申請では、行政の電算システムの兼ね合いにより、ご面倒でもすべての階を入力いただく必要があります。



一般財団法人

島根県建築住宅センター

Shimane Building & Housing Center